

都市計画法第53条第1項許可申請における注意事項及び添付図書について

令和7年4月改訂

【連絡先】

☎520-8575 大津市御陵町3-1 大津市役所 都市計画課 TEL077-528-2770 Fax077-527-1028

【許可基準】(主なもの)

都市計画法第五十四条

- ・階数が二階以下でかつ地階を有しないこと
 - ・主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること
- ・特に問題がない場合、申請していただいてから交付までは**約1～2週間**かかります。
- ・処理が済み次第、申請用紙下部に記載されている連絡先に電話します。なお、予定期間を過ぎても連絡がない場合は、上記連絡先まで問い合わせ下さい。

【注意事項】

- 申請図書は**2部**とすること
- 申請用紙の大きさはA4サイズとすること（添付図書についてはこの限りではない）
- 申請用紙には必ず連絡のとれる連絡先電話番号を記入すること

【添付図書】

	添付図書	注意事項チェック欄
1	申請用紙	<input type="checkbox"/> 建築物の敷地の所在地および地番は住居表示ではなく、 地名地番を記載 すること <input type="checkbox"/> 建築物の構造は、建築物の構造および階数を記載すること (例：木造 2階建て) <input type="checkbox"/> 申請者ほか申請書の記載内容については、建築確認申請と同じにすること <input type="checkbox"/> 増築（住宅の離れ等、建物は棟別で新築であるが敷地に対しての申請となるので増築となる）の場合は全体の建築面積、延床面積を（ ）書きで追記すること
2	委任状	<input type="checkbox"/> 代理人が申請書類を届出・受領・訂正する場合は必ず必要 ※特に決まった様式はありません
3	位置図	<input type="checkbox"/> 1/2,500程度で申請地の位置を 赤で明示 した図とすること ※住宅地区は不可(参考図としては可) <input type="checkbox"/> 北の方角が上である図とすること
4	配置図	敷地内における建築物の位置を表示する図面 <input type="checkbox"/> 縮尺(1/500)以上の図面であること <input type="checkbox"/> 屋根の軒の出がある場合は 屋根の位置を明記 すること <input type="checkbox"/> 敷地周辺の状況を明記 すること (擁壁、側溝等の構造物、道路対面の道路境界線、電信柱、マンホールの位置等も記載のこと) ※裏面参照 <input type="checkbox"/> 住宅が密集していたり、長屋を解体して建築する場合、交差点にある敷地の角(角地)から申請地までの距離を記入すること <input type="checkbox"/> 申請用紙に記載された 面積等の数値を明記 すること ※現況測量図が現況の形態と異なる場合は受付できません
5	平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺(1/200)以上の建築物各階の平面図であること <input type="checkbox"/> 申請用紙に記載された 面積等の数値を明記 すること <input type="checkbox"/> 小屋裏物置等の使用がある場合は 存する階の床面積の1/2未満である計算式を明記 すること
6	断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺(1/200)以上の建築物断面図2面以上 ※立面図ではありません <input type="checkbox"/> 小屋裏物置等の使用がある場合には 内法高さを明記 すること(高さ1.4m以下)
7	都市計画施設明示回答の写し(参考資料)	<input type="checkbox"/> 都市計画施設の明示を既に申請され、交付を受けている土地については、できるだけ明示回答書及び申請用紙の表紙、図面の写しを添付してください。